令和7年度事業計画

1 目的

多摩南部成年後見センター(以下「センター」)は、主に低収入等の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、センターが法人の後見(保佐、補助を含む。以下同じ)人となること(それに係る事務を以下「法人後見事務」)により福祉の向上を図る。また、5市各市が策定する「成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村計画」(以下「市町村計画」)におけるセンターの役割を果たしていく。

2 具体的な取組

(1) センターによる法人後見事務

原則として5市に住民記録がある方(住所地特例等を含む。)であって、利用 基準及び以下の主な条件を満たす判断能力の不十分な方に対し法人後見を行う。

- ① 低収入のため後見報酬を支払う資力の少ない方
- ② 後見人候補者をみつけることが困難な方
- ③ 複雑な事情(虐待、多問題家族、犯罪歴、暴力暴言、権利侵害等)を抱えていて、個人の後見人では受任が困難な方
- (2) 市民後見人事務(養成、監督、支援等市民後見人に係るすべての事務をいう。 以下同じ。)

センターは5市の協力を得て市民後見人事務を行う。養成後は丁寧な受任調整等により安心して受任していただくとともに、センターが監督人としての役割を果たしつつ、きめ細かい支援も行っていく。

なお、市民後見人が受任する際の主な形態は以下のとおり。

- ① 5市からセンターへ受任依頼のあった課題の少ない新規ケースを受任
- ② 支援員が法人後見の事務を行っているケースのうち、課題が減少したケ

- ースを市民後見人が単独(監督人あり)で受任 「所謂リレー受任]
- ③ 支援員が法人後見の事務を行っているケースのうち、課題が減少していないケースを、減少するまでの間、コーディネーターと市民後見人との複数で受任(監督人なし)[国の言う所謂複数後見]【新規取組】

(3) 専門職紹介制度

低収入でない等の理由により、センターが行う法人後見を受けることができない市民に対し、センターに登録している専門職の紹介を行う。

(4) 後見人等支援

センターがかかわるすべての後見人(市民後見人、親族後見人、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士))、行政職員、社会福祉協議会職員及び地域包括支援センター職員等の成年後見に関係する方々を対象として、参加者相互での情報交換等を行う後見人連絡会を引き続き実施していく。また同様の方々を対象として、東京家庭裁判所立川支部を招いての研修会も引き続き実施していく。さらに、専門職後見人からの相談にも対応するとともに、市が実施する福祉諸制度についての情報提供等の支援を行う。

(5) 市町村計画でのセンターの役割

5市各地域における後見等の権利擁護が必要な方の掘り起こしや、後見人の 受任調整等について、5市がそれぞれの発展を遂げていることを踏まえながら、 必要に応じ市町村計画におけるセンターの役割、例えば、各地域での関係者向け 講座等の普及広報、受任調整支援、親族後見人への支援を行っていく。

(6) 早期の利用相談の働きかけ及び訪問相談等の実施

法人後見等センターの利用においては、後見の要否判断、本人同意、収入等把握、親族意向等についての判断や調査に5市が相当の時間を要すること、またこれらが不十分なままセンターに申し込まれると様々な支障があることから、判断能力の低下の兆候がみられ始めた等、より早い段階から御相談をいただくよ

う5市に働きかけていく。またこれら早期の相談等の一環として、必要に応じて 訪問相談や地域ケア会議等権利擁護に係る会議へも参画していく。

(7) 職員体制

センター職員の主な職種は、後見人としての業務を行う支援員と、5 市からの センター利用の申込調整及び市民後見人事務等を担当するコーディネーターの 2種となっている。令和4年度から、この2職種のそれぞれに主任職を設置して おり、各業務のより一層の充実を図っていく。

3 職員の育成及び普及広報

(1) 職員の育成

支援員及びコーディネーターについて、センターの従前の業務に加え、市町村 計画におけるセンターの役割をも果たし、意思決定支援・身上保護を重視した権 利擁護支援ができるよう、これらの育成に努めていく。

外部研修会、事例検討会等への参加、関係機関等との交流、5市地域での勉強会等への参加によって得られる知識の習得及び顔の見える関係づくりにより資質等の向上を図る。また、職場内のOJTにより、成年後見業務を進めるために必要な知識等を習得させ、併せて後見人やコーディネーターとしての規範意識の醸成にも努める。

(2) 普及広報・相談の推進

市町村計画における位置付けから、センターも中核機関の機能の一部等を担 う場合があることから、制度の目的や利用方法等についての普及広報、出張相談 等について5市及び関係機関に協力していく。また、センターへの視察の受け入 れや、講師の派遣依頼についても積極的に対応していく。

以上